

「労災診療費算定マニュアル」新旧対照表

新	旧
I 労災診療費算定基準と留意点 労災診療費は、原則として、健康保険の診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）にしたがって算定しますが、次に掲げる項目については、労災保険独自の算定基準を定めていますので、<u>令和7年4月1日以降の診療ではこの取扱いにしたがって、労災診療費を算定して下さい。</u> なお、療養の費用を支給する場合（非指定医療機関に受診した場合）の支給限度額の算定についても、下記の取扱いに準じて行います。 1～8（略） 9 入院室料加算 （略） 入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づく人事院規則9－49（地域手当）により支給区分が1級地から5級地とされる地域及び当該地域に準じる地域をいい、乙地とは甲地以外の地域をいいます。（参考6（46ページ）） <u>なお、同法及び同規則の改正により、地域及び級地区分が見直され、令和7年4月1日より施行されることとなりましたが、当面の間、従前のとおり取扱います。</u> 注 （略） 10（略）	I 労災診療費算定基準と留意点 労災診療費は、原則として、健康保険の診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）にしたがって算定しますが、次に掲げる項目については、労災保険独自の算定基準を定めていますので、<u>令和6年6月1日以降の診療ではこの取扱いにしたがって、労災診療費を算定して下さい。ただし、項目28「労災電子化加算」の算定は、令和6年4月1日以降の診療に適用します。</u> なお、療養の費用を支給する場合（非指定医療機関に受診した場合）の支給限度額の算定についても、下記の取扱いに準じて行います。 1～8（略） 9 入院室料加算 （略） 入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づく人事院規則9－49（地域手当）により支給区分が1級地から5級地とされる地域及び当該地域に準じる地域をいい、乙地とは甲地以外の地域をいいます。（参考6（46ページ）） 注 （略） 10（略）

11 入院時食事療養費

入院時食事療養費については、平成 18 年 3 月 6 日付け厚生労働省告示第 99 号（最終改正：令和 7 年 2 月 20 日）（以下「99 号告示」という。）の別表「食事療養及び生活療養の費用額算定表」の「第 1 食事療養」に定める金額の 1.2 倍により算定する（10 円未満の端数は四捨五入）こととしていますが、具体的には次の金額となります。

(1) 入院時食事療養（Ⅰ） 1 食につき

① ②以外の食事療養を行う場合
(略) 8 3 0 円

② 流動食のみを提供する場合
(略) 7 5 0 円

③～④ (略)

(2) 入院時食事療養（Ⅱ） 1 食につき

① ②以外の食事療養を行う場合
(略) 6 7 0 円

② 流動食のみを提供する場合
(略) 6 1 0 円

注 (略)

12～32 (略)

参考 1～15 (略)

11 入院時食事療養費

入院時食事療養費については、平成 18 年 3 月 6 日付け厚生労働省告示第 99 号（最終改正：令和 6 年 3 月 5 日）（以下「99 号告示」という。）の別表「食事療養及び生活療養の費用額算定表」の「第 1 食事療養」に定める金額の 1.2 倍により算定する（10 円未満の端数は四捨五入）こととしていますが、具体的には次の金額となります。

(1) 入院時食事療養（Ⅰ） 1 食につき

① ②以外の食事療養を行う場合
(略) 8 0 0 円

② 流動食のみを提供する場合
(略) 7 3 0 円

③～④ (略)

(2) 入院時食事療養（Ⅱ） 1 食につき

① ②以外の食事療養を行う場合
(略) 6 4 0 円

② 流動食のみを提供する場合
(略) 5 9 0 円

注 (略)

12～32 (略)

参考 1～15 (略)